

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。



iGAAP in Focus

財務報告

IASB、公開草案「資本の特徴を有する金融商品」を公表

目次

本 iGAAP in Focus では、2023 年 11 月に国際会計基準審議会（IASB）から公表された公開草案（ED）「資本の特徴を有する金融商品」に示された IAS 第 32 号「金融商品：表示」、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」および IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正案を解説する。

背景

修正案

経過措置、発効日およびコメント期間

間

さらなる情報

- IASB は、IAS 第 32 号の原則を明確にすることにより、金融商品の分類から生じる課題に対処し、表示および開示の要求事項を拡充する、IAS 第 32 号、IFRS 第 7 号および IAS 第 1 号の修正を提案する。
- 特に、IASB は、以下を明確にするために IAS 第 32 号の修正を提案する。
 - 金融商品の分類における関連性のある法令の影響（金融商品に適用される法律上または規制上の要求等）
 - 発行体自身の資本性金融商品で決済されるまたは決済される可能性のあるデリバティブを分類するための「固定対固定」の条件
 - 企業自身の資本性金融商品を購入する義務を含む金融商品を分類する要求事項
 - 条件付決済条項を有する金融商品を分類する要求事項
 - 金融商品の分類に対する株主の裁量の影響
 - 金融商品（またはその構成部分）が当初認識後に金融負債または資本性金融商品に分類変更される状況
- IASB はまた、企業が発行する金融商品に関する開示および表示の要求事項を拡充する、IFRS 第 7 号および IAS 第 1 号の修正を提案する。
- ED は、本修正の発効日を指定していない。企業は、本修正を遡及的に適用することが要求される。しかし、IASB は、複数の比較期間についての情報の修正再表示を要求しないことを提案する。
- ED のコメント期間は、2024 年 3 月 29 日に終了する。

詳細については、次の Web サイトを参照してください。

www.iasplus.com
www.deloitte.com
www.deloitte.com/jp/ifrs

背景

IAS 第 32 号が公表されて以降、金融のイノベーション、市場の力および金融セクターの規制の変更により、金融負債と資本の両方の特徴を有する複雑な金融商品の数が増加している。この状況は、IAS 第 32 号を適用する企業にとって課題であり、そのような金融商品の分類に関する実務上の不統一をもたらし、財務諸表の比較可能性および理解可能性を低下させている。これにより、財務諸表の利用者は、金融商品が発行者の財政状態および財務業績に与える影響を評価することが困難になる。

IASB は、2018 年 6 月に公表されたディスカッション・ペーパー（DP）「資本の特徴を有する金融商品」に対して受け取ったフィードバックを検討した後、DP で提案された分類アプローチを採用しないことを決定した。その代わりに、IASB は、IAS 第 32 号の適用において生じる既知の実務上の問題に対処するために、IAS 第 32 号の分類の要求事項を、その基礎となる原則を含めて明確化することに重点を置くことを決定した。また、IASB は、企業が発行する金融商品に関する IFRS 第 7 号の開示要求、および IAS 第 1 号における普通株主に帰属する金額の表示を拡充することを提案する。

修正案

関係法令の影響

IAS 第 32 号における金融資産および金融負債の定義は、契約上の権利および契約上の義務を参照している。しかし、（法律上または規制上の要求のような）金融商品に適用される法令が金融商品の分類に影響を与えるかどうか、またどのように影響を与えるのかについて、実務上問題が生じる。

IASB は、金融商品（またはその構成部分）の分類において、法律により強制可能であり、かつ関連性のある法令により生じる権利および義務に追加する契約上の権利および義務のみが考慮されることを明確にすることを提案する。権利または義務が関連性のある法令により生じ、契約上の取決めに含まれているかどうかに関係なく適用される場合、企業は、金融商品（またはその構成部分）を金融負債、金融資産、または資本性金融商品として分類する際に、当該権利または義務を考慮しない。

企業自身の資本性金融商品による決済

資本性金融商品として分類されるためには、デリバティブは、IAS 第 32 号で要求されているように、発行者が固定額の現金または他の金融資産を、発行体自身の資本性金融商品の固定数と交換することによってのみ決済されるものでなければならない。この要求事項は、「固定対固定」条件と呼ばれることがある。実務上の問題として、固定対固定の条件を満たすために、交換される対価の金額、または引き渡す企業自身の資本性金融商品の数の変動が許容されるかどうかについて生じている。

IASB は、IAS 第 32 号の固定対固定条件が満たされる状況を明確にすることを提案する。特に、企業のそれぞれの資本性金融商品と交換される対価の金額が、企業の機能通貨建てでなければならないことを明記することを提案している。さらに、次のいずれかであるかについての検討が要求される。

- 固定（すなわち、いかなる状況においても変動しない）、または
- 以下の理由のみで変動する。
 - 維持調整により企業が将来の株主の相対的な経済的持分を既存の株主と同等かまたはそれを下回るように維持することを要求される場合。および／または
 - 以下のすべてを満たす、時の経過による調整：
 - » 事前に決定されている。
 - » 時の経過によってのみ変動する。
 - » 当初認識時に、企業自身のそれぞれの資本性金融商品に対して交換された対価の金額の現在価値に固定する効果を有する。

見解

IASB は、どのような時の経過による調整が固定対固定条件と整合的であるかを決定するにあたり、以下を要求することを含むさまざまなアプローチを検討した。

- 可能性のあるそれぞれの決済日において企業自身の資本性金融商品のそれぞれに対して支払われるまたは受け取る対価の金額額が、契約の開始時に事前に決定され、時間の経過によってのみ変化し、合理的である。
- 単に調整が合理的である（調整が契約の開始時に事前に決定されていること、または時の経過とともにのみ変動することを要求しない）

IASB は、いずれのアプローチも、調整が合理的かどうかを決定するために企業に判断を要求するため、これらのアプローチを提案しないことを決定した。IASB は、企業がその判断を支援するための適用指針が開発されたとしても、そのような調整は実務上非常に主観的である可能性があるため、要求事項の一貫した適用を達成することは困難であるという見解を示した。

また IASB は、一方の当事者に、企業自身の 2 つ以上のクラスの資本性金融商品間の決済の選択肢を与えるデリバティブの会計処理を明確にすることも提案する。そのような場合、企業は、決済時に引き渡される可能性のある自身の各クラスの資本性金融商品について、固定対固定の条件が満たされているかどうかを検討する。このようなデリバティブは、すべての決済の選択肢が固定対固定の条件を満たしている場合にのみ、資本性金融商品となる。

IASB はさらに、ある企業のあるクラスのデリバティブ以外の資本性金融商品の固定数を、自身の別のクラスのデリバティブ以外の資本性金融商品の固定数とに交換することによって決済される、または決済される可能性のある契約は、資本性金融商品であることを明確にすることを提案する。

ED は、固定対固定条件の適用に関する設例を提案している。

企業自身の資本性金融商品を購入する義務

IAS 第 32 号は、企業が自己の資本性金融商品を購入する義務を含む契約に対する要求事項を定めている。これらには、企業自身の株式を購入する先渡契約、および保有者に企業に自己の株式を購入することを要求する権利を与える売建プット・オプションが含まれる。

当該要求事項から生じる実務上の問題に対処するため、IASB は、以下を明確にすることを提案する。

- 当該要求事項は、現金または他の金融資産で決済される契約上の義務にのみ適用されるわけではない。これらは、企業自身の他のクラスの資本性金融商品の可変数を引き渡すことにより決済される契約にも適用される。
- 自身の資本性金融商品を購入する義務の当初認識時において、企業が、原資産である資本性金融商品の所有持分に関連する権利およびリターンに対するアクセスをいまだ有していない場合、当該資本性金融商品は、引き続き認識される。そのため、金融負債の当初認識額は、借方は非支配持分または発行済資本金で認識されない。代わりに、金融負債の当初金額は、資本の他の内訳項目から控除される。
- 企業は、金融負債の当初測定および事後測定に同じアプローチを使用することが要求される（すなわち、償還金額の現在価値で負債を測定し、相手方がその償還権を行使する蓋然性および時期の見積りを無視する）。
- 金融負債の再測定による利得または損失は、純損益に認識される。
- 契約が引渡しをせずに期限満了する場合：
 - 金融負債の帳簿価額は、金融負債から除去され、金融負債の当初認識において控除された資本の同じ内訳項目に含まれる。
 - 金融負債の再測定によってこれまで認識された利得または損失は、純利益に戻入れされない。しかし、企業は、当該利得または損失の累計額を、利益剰余金から利益剰余金から資本の他の内訳項目に振り替えることができる。

- 総額現物決済される企業自身の資本性金融商品についての売建プット・オプションおよび先渡購入契約（すなわち、自己の資本性金融商品と対価との交換がある場合）は、総額ベースで表示することが要求される。

見解

長年にわたり、総額現物決済される、企業自身の資本性金融商品についての売建プット・オプションおよび先渡購入契約に関する IAS 第 32 号の適用についてのいくつかの質問は、IFRS 解釈指針委員会が取り扱ってきた。また、DP への回答として、そのような契約の適切な総額表示に関する懸念も提起された。

しかし、IASB は、義務の決済時に支払われる対価の総額について金融負債を認識することは、利用者が企業の流動性リスクへのエクスポージャーを評価するのに役立つという見解を維持している。そのため、IASB は、この要求事項の変更を提案していない。

1 名の IASB メンバーは、この決定に同意しないため、ED の公表に反対票を投じた。彼はまた、子会社の所有持分を購入する契約について相殺する借方は、非支配持分に対してではなく、親会社の株主の所有持分の内で認識されるという、要求事項案に同意しない。

条件付決済条項

金融商品には、条件付決済条項が含まれる場合がある。例えば、ある金融商品は、発行者と金融商品の所有者の双方のコントロールが及ばない不確実な将来の事象が発生した場合にのみ、現金での決済を要求する場合がある。IASB は、そのような金融商品が IAS 第 32 号を適用してどのように分類されるかについての要求事項を明確にすることを提案する。

特に、IASB は、以下を明確にすることを提案している。

- 金融商品が負債と資本の両方の構成部分を含むかどうかを評価する IAS 第 32 号 28 項の要求事項は、条件付決済条項を有する金融商品にも適用される。したがって、そのような金融商品は、（全体として金融負債ではなく）負債と資本の構成部分を有する複合金融商品である可能性がある。
- 条件付決済条項から生じる金融負債（または複合金融商品の負債の構成部分）の当初および事後測定は、偶発的事象の発生または非発生の蓋然性および時期の見積りを考慮しない。
- 複合金融商品の資本の構成部分の当初の帳簿価額がゼロである場合でも、発行者の裁量で行われる支払いは、資本に認識される。
- 「清算」という用語は、企業がその営業を永久に終了することを開始する過程にあることを指す。
- 契約条件が「真正なものでない」かどうかの評価には、特定の事実と状況に基づく判断が要求され、偶発的な事象が発生する確率または可能性にのみに基づくことはない。

株主の裁量

企業が、IAS 第 32 号を適用して金融商品を金融負債または資本性金融商品として分類する際に、契約上の義務を決済するために現金または他の金融資産の引渡しを回避する無条件の権利を有するかどうかを検討する。場合によっては、決済は企業の株主の裁量による。例えば、企業は、普通株主の承認を条件とするクーポンの支払いを企業に要求する優先株式を発行する場合がある。そのような場合、株主の決定を企業の決定として扱うかどうか、また、企業が現金またはその他の金融資産の引渡しを回避する（または金融負債となるような方法で決済する）無条件の権利を有するかどうか、株主の意思決定権がどのように影響するかについて、実務上の問題が生じる。

これらの問題に対処するため、IASB は以下を提案する。

- 企業が現金または他の金融資産の引渡しを回避する（または金融負債となるような方法で金融商品を決済する）無条件の権利を有するかどうかは、株主の裁量が生じる事実および状況によることを明確にする。株主の決定が企業の決定として扱われるかどうかを評価するには、判断が要求される。
- 以下の、当該評価を行う際に企業が考慮することが要求される要素を記述する。
 - 株主の決定は、企業の事業活動の通常の過程で行われる、本質的に日常的なものである。日常的な決定は、企業の決定として扱われる可能性が高い。

- 株主の決定は、提案された行動または経営者により行われた取引に関連している。経営者が行動を提案しないことにより現金の流出を回避できる場合、株主の裁量は分類に影響を与えない。しかし、株主の決定が第三者によって行われた行動に関連する場合、株主の決定が企業の決定として扱われる可能性は低い。
- 異なるクラスの株主は、株主の決定から異なる便益を得る。それぞれのクラスの株主が特定のクラスの株式の投資者として独立した決定を行う可能性が高い場合、株主の決定は企業の決定として扱われる可能性は低い。
- 株主の意思決定権を行使することにより、株主は、企業に現金または他の金融資産による（または金融負債となるような方法で決済する）株式の償還（または株式のリターンの支払い）を要求することができる。そのような意思決定権は、株主が投資者として個別に決定をおこない、株主の決定が企業の決定として扱われる可能性が低いことを示している。

見解

株主の裁量が金融商品の分類にどのような影響を与えるかを検討するにあたり、IASB は、株主は企業の一部であると考えられる利害関係者（株主の決定は企業の決定として扱われるべきである）と、株主は企業とは別個のものであると考えられる利害関係者（株主の決定は決して企業の決定として扱われるべきではない）という対照的な見解に留意した。

IASB は、金融商品の分類にこのような「オール・オア・ナッシング」アプローチを適用することは、会計の根本的な変更を表し、IASB のプロジェクトの範囲を超えると結論付けた。その代わりに、IASB は、株主の決定が企業の決定として扱われるかどうかを評価する際に、企業が考慮する要素のリストを提案することを決定した。

金融負債と資本性金融商品の分類変更

IAS 第 32 号は、金融商品の発行者に、契約上の取決めの実質と金融負債と資本性金融商品の定義に基づいて、金融負債または資本性金融商品として当初認識において金融商品を分類することを要求する。

しかし本基準には、当初認識後に金融商品を分類変更するかどうか、またはいつ分類変更するか、分類変更する場合、当該分類変更をどのように会計処理するかについての全般的な要求事項は含まれていない。

実務上、金融商品を分類変更すべきかどうかの問題は、主に契約条件を変更することなく契約上の取決めの実質が変更される場合に生じる。これは、契約上の取決めの外にある状況の変化（例えば、企業の機能通貨またはグループ構造の変更など）のためである場合がある。

この問題に対処するため、IASB は以下を提案している。

- IAS 第 32 号 16E 項が適用される場合（これは、プットブル金融商品および清算時にのみ企業の純資産の比例的な取り分を他の当事者に引き渡す義務を企業に課す金融商品の分類変更）、または契約上の取決めの内容が、契約上の取決め外の状況の変化により変更される場合を除き、当初認識後に金融商品の分類変更を禁止する全般的な要求事項を追加する。
- 契約上の取決めの実質が、契約上の取決め外の状況の変化により変化した場合、企業は以下を行う。
 - 状況の変化が発生した日から将来に向かって金融商品を分類変更する。
 - 資本から分類変更された金融負債は、分類変更日における当該金融負債の公正価値で測定する。分類変更日における資本性金融商品の帳簿価額と金融負債の公正価値との差額は、資本で認識する。
 - 金融負債から分類変更された資本性金融商品は、分類変更日における当該金融負債の帳簿価額で測定する。分類変更において、利得または損失は認識されない。
- 分類変更が要求される契約上の取決め外の状況の変化の例を提供する。

見解

IASB は、金融商品が金融負債または資本性金融商品に分類変更される日の代替案を検討した。例えば IASB は、状況の変化が生じた報告期間の末日にのみ、金融商品の分類変更を要求することを検討した。これは、企業が適用するのが最も簡単で、最もコストがかからない。

しかし、そのようなアプローチを適用した場合、分類変更の時期は報告頻度によって異なることとなる。さらに、本アプローチは、IAS 第 32 号の既存の分類変更の要求事項と矛盾するものである。当該要求事項は、プッタブル金融商品および清算時にのみ企業の純資産の比例的な取り分を他の当事者に引き渡す義務を企業に課す金融商品が特定の要件を満たしている場合、当該金融商品に適用される。IAS 第 32 号は、そのような金融商品は、当該金融商品が資本性金融商品と分類されるための特定の要件を満たす（または満たさなくなる）時に、分類変更されることを要求している。

したがって IASB は、状況の変化の日が金融商品の分類変更にも最も適切な日であることを決定した。

開示要求

IASB は、DP の開示要求の一部を改良した。それは、金融商品の将来キャッシュ・フローの時期、金額、性質および不確実性について有用な情報を開示することを要求するために開発された。

IASB は、IFRS 第 7 号の目的および範囲を拡大し、IAS 第 32 号の範囲に含まれる資本性金融商品を含めることを提案する。また、IASB は、分類および表示のトピックに関する審議に基づいて、追加の開示要求を提案している。

- 清算時に金融負債および資本性金融商品から生じる企業に対する請求権の性質および優先順位
- 金融負債と資本の両方の特徴を有する金融商品の契約条件
- 時の経過により有効になる、または有効でなくなる契約条件
- 普通株式の潜在的な希薄化
- 企業自身の資本性金融商品を購入する義務を含む商品
- 企業の業績または企業の純資産の変動に基づいて金額を支払う契約上の義務を含む金融負債
- 金融負債と資本性金融商品の分類変更
- 判断

ED には、IFRS 第 7 号の適用ガイダンスへの追加が提案されている設例が含まれている。

普通株主に帰属する金額の表示

IAS 第 32 号および IFRS 第 7 号における分類および開示要求の修正案は、企業が発行した金融商品について財務諸表の利用者に提供する情報を改善することを意図している。

この目的をさらに追求するため、IASB は、IAS 第 1 号を修正し、普通株主に帰属する金額に関する追加情報の提供を企業に要求することも提案する。修正案を適用することにより、企業は以下を行うこととなる。

- 財政状態計算書において、親会社の普通株主に帰属する発行済資本金および剰余金を、親会社の他の所有者に帰属する発行済資本金および剰余金と区分して表示する。
- 包括利益計算書において、親会社の普通株主と親会社の他の所有者に帰属する純損益およびその他の包括利益の配分を表示する。

- 持分変動計算書または注記における資本の内訳項目の調整において、各クラスの普通株式資本金および各クラスの他の拠出済資本を含める。
- 普通株主に関連する配当額を、企業の他の所有者に関連する金額と区分して表示する。

ED には、IAS 第 1 号の適用ガイダンスに追加することが提案されている設例が含まれている。

適格子会社に対する開示要求

IASB は、ED における提案が最終化される前に公表される、会計基準「公的説明責任のない子会社：開示」のドラフトを修正することを提案している。これにより、適格な子会社は、IFRS 会計基準の認識、測定および表示要求事項を、削減された開示とともに適用することが認められる。

ED は、IFRS 第 7 号について提案された開示要求のうち、IASB が合意した開示削減の原則に基づいて、削減された開示のフレームワークで適用されるものを示している。

経過措置、発効日およびコメント期間

IASB は、比較情報の修正再表示と共に、修正案を遡及的に適用することを企業に要求することを提案している。しかし、コストを最小化するため、IASB は、企業が財務諸表に複数の比較期間を表示することを選択しているまたは要求されている場合でも、複数の比較期間について情報の修正再表示を要求しないことを提案している。

IFRS 会計基準をすでに適用している企業に対して、IASB は以下を提案している。

- 企業が IFRS 第 9 号「金融商品」における実効金利法を遡及的に適用することが実務上不可能な場合（IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬の訂正」で定義）、企業は、移行日における公正価値をその時点での金融負債の償却原価として取り扱うことが要求される。
- 条件付決済条項を伴う複合金融商品の負債の構成部分が、適用開始日には残高がない場合、負債と資本の構成部分を分離することを企業に要求しない。
- 本修正の適用開始日を含む報告期間に、企業に本修正の適用から生じる分類の変更の性質および金額を開示することを要求する。
- IAS 第 8 号 28 項(f)における定量的開示からの経過的な救済措置を提供する。
- 企業が最初に本修正を適用する年次期間中に発行される期中財務諸表について、IAS 第 34 号「期中財務報告」に関連して特定の経過措置を提供しない。

IASB は、初度適用企業に対する追加の移行時の要求事項を提案していない。

ED は発効日を提案していない。発効日は、IASB が提案を再審議した時点で決定される。

ED のコメント期間は 2024 年 3 月 29 日までである。

さらなる情報

本修正案についてご質問がある場合は、通常のデロイトの担当者にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール（DART）は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの公式の最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAP の [sustainability reporting](#) は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会的およびガバナンスの事項を踏まえてビジネスが考慮しなければならない、開示要求および推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここをクリック](#)して、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここをクリック](#)してください。

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人 および デロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のグローバルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてののみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすグローバルな集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 415,000 名のグローバルな活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性及完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301